

総社市告示第21号

総社市障がい者（児）地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年総社市告示第86号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第7条関係） 区分別費用額（1日につき）			別表（第7条関係） 区分別費用額（1日につき）		
事業提供時間	区分		事業提供時間	区分	
2時間以下		B	2時間以下		B
2時間を超え4時間以下		C	2時間を超え4時間以下		C
4時間を超え6時間以下			4時間を超え6時間以下		
6時間を超え8時間以下			6時間を超え8時間以下		
8時間を超えるとき			8時間を超えるとき		

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。